

【13】 私的独占・不公正な取引方法⑤

2017-05-23 略奪廉売系他者排除行為

- 条文
 - 排除型私的独占
 - 不公正な取引方法
 - 単純廉売（「不当廉売」）
 - 2条9項3号
 - 一般指定6項
 - 略奪廉売系差別対価
 - 2条9項2号・一般指定3項
 - 不当廉売Gと排除型私的独占G7-11頁はほぼ同じ内容
- コスト割れ
 - 基本
 - 行為者自身の、価格が費用を下回る
 - 費用が高く算出されるほど違反となりやすい
 - なぜコスト割れを問題にするのか
 - コスト割れなら「同等に効率的な事業者」も排除される
 - 非競争者の排除（例、H24酒類警告）は説明できない
 - 価格競争の安全圏を確保
 - 2種類の費用
 - （ガイドラインは割り算の後も「平均」を付けずに呼称）
 - 可變的性質を持つ費用（不当廉売G4頁）
 - 廉売対象商品を供給しなければ発生しない費用
 - 平均回避可能費用（AAC）を実務的に扱いやすく修正
 - これを下回れば常に損失が発生するので経済合理性がないから違反としやすい（不当廉売G3頁）
 - 具体的内容（不当廉売G4-6頁）
 - 形式的に固定費に分類されるものも含むことがある
 - 価格が、仕入原価（小売業の場合）や製造原価（製造業の場合）を下回れば、当然、可變的性質を持つ費用も下回る
 - 可變的性質を持つ費用は、仕入原価や製造原価に、販売費・一般管理費を加えたもの
 - 平均総費用（ATC）（総販売原価）（不当廉売G3頁）
 - これが「供給に要する費用」
 - 供給に要する費用を「著しく」下回る対価 = 可變的性質を持つ費用を下回る対価

-
- 可變的性質を持つ費用に対し、次のものを加算
 - その商品役務に固有の固定費
 - 共通の固定費（その商品役務に配賦後のもの）
- 差別対価の場合にコスト割れが要件となるか
 - 要件ではなく排除効果の成否の考慮要素（不当廉売G10頁）
 - 排除型私的独占Gは論述回避
 - 電力ガイドラインはH11以来、要件とならしている
- 条文（要件）との関係
 - 排除型私的独占「排除」
 - 可變的性質を持つ費用を下回っていないければ、原則として、違反とならない（排除型私的独占G8頁）
 - 平均総費用を下回ることが暗黙の前提（差別対価は論述回避）
 - 2条9項3号「供給に要する費用を著しく下回る対価」
 - 可變的性質を持つ費用を下回る対価
 - 一般指定6項「低い対価」
 - 平均総費用を下回る対価
 - これで排除効果が生ずるか否かは別問題
 - 2条9項3号・一般指定3項
 - 要件ではなく排除効果の成否の考慮要素（不当廉売G10頁）
- 継続して
 - 例示が法律に格上げされてしまったもの
 - 不当廉売G6-7頁
- 排除効果
 - 排除型私的独占9-11頁、不当廉売G7頁をもとに
 - 商品の特性
 - 行為者の市場における地位
 - 他の市場で強ければ内部補助して継続しやすい
 - 競争者の市場における地位
 - 行為の期間、取引額・数量
 - 行為の態様
 - 広告宣伝の状況
 - 意図・目的（H1芝浦屠場最判）
- 価格等の競争変数が左右される（私的独占の場合）
- 正当化理由
 - 公共性
- 因果関係
 - 並行的廉売（H25福井県並行的ガソリン廉売警告）